契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	事業 担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	高精度放射線治療システム(病院局)買入	医療用機器	病院局	(株) 日立メディコ	399,492,000	平成26年7月11日	地方公共団体の物品等又は特定役務 の調達手続の特例を定める政令第10 条第1項第2号	W2	適用
2	除細動器用電極(ハートスタート用)ほか1点 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	5,061,420	平成26年7月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	
3	食道閉鎖式エアウェイ(LTS)買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	6,246,720	平成26年7月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	
4	高速液体クロマトグラフ分析計 修繕	理化学機器	水道局	日本ウォーターズ(株)	2,088,720	平成26年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	
5	メインストレッチャー 修繕	医療用機器	消防局	日本船舶薬品(株)	3,303,072	平成26年8月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	
6	インナープレート(環境局)(その2)買入	産業用機器	環境局	日本発條(株)	6,156,000	平成26年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	
7	大阪市都市計画道路地図データ 買入	OA機器·用品	建設局	(株) デジタルマップス	2,700,000	平成26年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	
8	画像伝送システム用進行波管 買入	通信用機器	消防局	日本電気(株)	5,400,000	平成26年8月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	
9	ごみクレーンバケット(平野工場)買入	産業用機器	環境局	JFEエンジニアリング (株)	23,598,000	平成26年9月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	
10	はしご車伸縮装置等分解整備	自動車修理	消防局	(株) モリタテクノス	6,156,000	平成26年9月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	
11	免税軽油(給油施設分)第3四半期 買入(単価契約)	石油類	複数局	港石油(株)	113,400	平成26年9月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	随意契約理由書記載のとおり	

- 1 案件名称 高精度放射線治療システム(病院局)買入
- 2 契約の相手方 株式会社日立メディコ
- 3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

強度変調放射線治療(IMRT)及び画像誘導放射線治療(IGRT)を活用し、放射線を病変部に 照射することで治療を行う機器であり、当局として次の2点の要件を満たすことが治療上必要 である。

ア 全脳全脊髄腔照射を分割することなく、一度の照射で照射できる照射範囲を有する機器であること

全脳全脊髄腔照射は、小脳髄芽腫の際に脊椎全体に放射線を照射するような照射方法(治療方法)であるが、一般成人の場合100cm×20cm、小児でも80cm×15cmの範囲に照射する必要があり、既存機器で照射できる範囲の40cm×40cmを超える為、必ず複数の照射部位に分割して照射している状況である。しかしながら、継ぎ目が重なると過照射となり放射線脊髄症による麻痺などの副作用が発生し、隙間ができれば線量不足によって再発の可能性が生じる。このリスクを最大限に回避するためには、全脳全脊髄腔照射を分割することなく一度の照射で照射できる照射範囲を有する機器でなければなければならない。

イ 全脳全脊髄腔照射を実施する際、肺ブロック作成や線量の実測検証をする必要がない機器 であること

既存機器は、治療計画作成に要する時間を含め約3週間の準備期間が必要である。肺ブロック作成や線量の実測検証をする必要がなければ、治療計画作成に要する約1週間の準備期間で、治療を実施することができ、一部の症例を受け入れることが出来ないことや、日程が重なると一方の患者を断らなければならない現在の状況なども改善され、放射線がん治療を効率良く実施することができるようになるため。

上記すべてを満たすものは日本アキュレイ株式会社製のtomoHDシステムのみである。

(2) 業者選定理由

当該製品は、日本アキュレイ株式会社製であり、日本国内で購入することが出来るのは、唯一の代理店である株式会社日立メディコのみである。

本調達物件はWTOに基づく政府調達協定対象案件であるが、政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(iii)(特定の供給者によってのみ供給が可能で、他に合理的な選択対象又は代替となるものがない場合は随意契約が可能)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第1号(特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において当該調達の相手方が特定されているとき)に該当するので随意契約を行なうものとする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号 政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(iii)

5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課(会計)(電話番号 06-6929-3627)

1 案件名称

除細動器用電極 (ハートスタート用) ほか1点 買入

2 契約の相手方㈱アダチ

3 随意契約理由

今回購入する物品は消防局の救急隊が使用する除細動器 (㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートFR3) 及び患者監視装置 (㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートMRx) の消耗品であり、適合する製品は本製品のみである。よって本製品を選定する。

当該製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン(株)である。レールダルメディカルジャパン(株)は、日本国内の消防機関における(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課(救急) (電話番号 06-4393-6628)

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ (LTS) 買入

- 2 契約の相手方㈱アダチ
- 3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ(LTS)は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の 指示により実施する特定行為(器具による気道確保)に使用する救命資器材であり、 類似製品と以下5点について比較検討した。

- 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること。
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者への使用が可能であること
- ・ カフの注入操作が1回の操作でできること

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリンゲルチューブサクションLTSのみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

また、㈱アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社が取り扱う全製品の唯一の 販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課(救急) (電話番号 06-4393-6628)

1 案件名称

高速液体クロマトグラフ分析計 修繕

2 契約の相手方

日本ウォーターズ(株)

3 随意契約理由

本契約における高速液体クロマトグラフ分析計(日本ウォーターズ㈱製)は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品並びに本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

本修繕では、本装置の性能保証を確保する必要があり、一般に販売されていない 専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

なお、上記業者は本装置の製造メーカーであるため、これらの条件を満たすことのできる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所庭窪分室(電話番号06-6907-4482)

- 案件名称
 メインストレッチャー修繕
- 2 契約相手方 日本船舶薬品㈱

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分に あたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理す る場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解した うえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社(以下「メーカー」という。)は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における救急市場の唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発)(電話番号 06-4393-6198)

- 1 案件名称 インナープレート (環境局) (その2) 買入
- 契約の相手先 日本発條㈱
- 3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するインナープレートは、南港ポートタウンにおいて ごみを各家庭から中継センターまで輸送するためのごみ輸送管の 一構成部品であり、日本発條㈱が独自の技術により設計・製作し たものである。

本製品の詳細寸法、仕様及び関連機構との関係は、他社では知りえず、使用部品の調達も不可能である。 よって、日本発條㈱の製品を指定する。

業者選定理由

本製品は日本発條㈱が直接販売を行っており、他社では取扱いできないため、日本発條㈱と特名随意契約を行う。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送センター (電話番号06-6612-4981)

契約管財局長様

建設局長

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市都市計画道路地図データ買入

2 契約の相手方

株式会社 デジタルマップス

3 随意契約理由

本市で作成している都市計画図は数種類存在するが、全て株式会社デジタルマップスが 所有する基盤地図(白地図)を基に制作が行われており、その版権は株式会社デジタルマ ップスが所有している。これまでの間、地図の編集及び印刷については、株式会社デジタ ルマップスへの随意契約により行ってきたが、地図データを取り扱う会社が増え編集及び 印刷について入札することが公平性や透明性、経済性の観点から妥当と判断した。

このため、大阪市都市計画道路地図のデータを所有している唯一の業者である株式会社 デジタルマップスへ随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局道路部街路課(担当者:藤本 🖫 06-6615-6744)

1 案件名称

画像伝送システム用進行波管 買入

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

画像伝送システムは、大規模災害時、高所カメラやヘリコプターからの 映像情報を、通信衛星(スーパーバード)を経由して、国・都道府県・他 の消防本部等へ配信し、広域的な通信体制を確保するシステムである。

今回対象となる進行波管(TWT)は、マイクロ波の進行波増幅用の真空管であり、消防局の衛星地球局から通信衛星に向けて、映像・音声・データ等の情報を送信する際に必要となる、マイクロ波の電力増幅部(日本電気株式会社製)専用の交換部品であり、システムの安定稼動を目的として今回買入するものである。

同進行波管は、当局が保有する画像伝送システムの電力増幅部専用の交換部品として指定された製品であり、他製品では互換性が無いため、この進行波管でなければ同システムの機能を正常に維持することができない。また、同進行波管は、上記業者が製造したもので、直接販売を行っており、他の業者及び代理店等からは入手できない。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(通信設備) (電話番号 06-4393-6562)

1 案件名称

ごみクレーンバケット (平野工場) 買入

2 契約の相手方

IFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するごみクレーンバケットは、クレーン設備の一構成品であり、平野工場の焼却炉の使用条件に合わせて、(株)福島製作所とJFEエンジニアリング(株)において共同設計し、(株)福島製作所が製作したものである。

従って、本部品の詳細は形状寸法、材質及び他のクレーン設備構成品との関連は当該会社のみが知り得るものであり、ごみクレーンバケットの品質や性能保証ができる製品の製作を行うことは他社では不可能であるため、(株)福島製作所製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

ごみクレーンバケットは、JFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を 行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株) と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 (電話番号06-6707-3753)

1 案件名称

はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

㈱モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は㈱モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記㈱モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社(平成26年4月1日付、代理店証明書は消防局で保管。証明書有効期限は平成27年3月31日)であり、当該業務は㈱モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6198)

1 案件名称

免税軽油(消防局船舶)第3四半期 買入(単価契約)

2 契約の相手方

港石油(株)

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」(3.1トン)を保有し、大阪市全域の水難救助事 案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく 必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。
- ② 給油船 (バージ船) による給油
- ③ 給油タンク車からの直接給油
- ④ 水上消防署での給油
- ①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。
- ②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。
- ④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。 以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は①の方法しか ない。また、緊急な給油を必要とする場合、繋留場所に近接しており、迅速に対応し短時間 で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油(株)のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6149)

1 案件名称

免税軽油(港湾局)第3四半期買入(単価契約)

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻(12.00t・19.54t)ならびに、巡視船を1隻(10.00t)保有しています。 渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航して おり、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に 維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監 視等を行うために運行しており給油頻度は月に5~6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

船舶給油施設へ操船して直接給油する

給油船 (バージ船)による定けい場での給油

タンクローリ車による陸上からの給油

ドラム缶で購入・給油

鶴町基地での給油

及び の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油 回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等 の通行できる道路と離れているため の給油方法は対応できません。

の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的でありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、 の方法により行うこととしますが、各定けい場に 近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行う ことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油株のみであります。

よって、港石油㈱と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当(調達) 電話番号 06-6615-7716